

今号の主な内容	
2面	新中央図書館等基本計画(素案)にご意見をお寄せください
3面	8月から父子家庭にも児童扶養手当が支給されます
4面	後期高齢者医療制度 新しい被保険者証を送りました
5面	NPO活動資金助成事業に参加しませんか
8面	平和の大切さを伝えるために



しんじゅくコール

☎ (3209) 9999

(午前8時～午後10時、1/1～3を除く毎日)

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ🌐 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版📱 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

あした みんなでつくろう! 新宿区の未来

(仮称) 新宿区自治基本条例の制定に向けてご意見をお寄せください

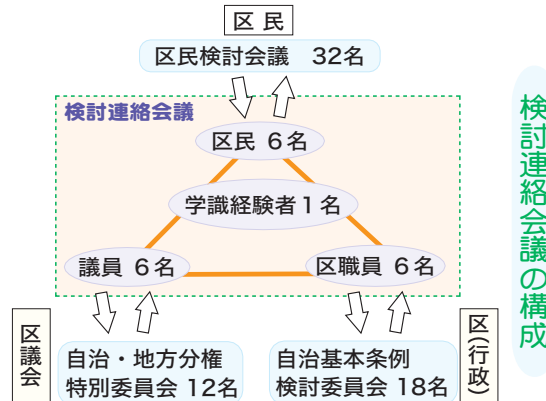
自治基本条例は、新宿区の地域特性を踏まえ、区における自治の基本理念や基本原則を明らかにするものです。「新宿区」という単位で物事を考え、決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める「自治の基本ルール」です。

昨年2月から区民・区議会・区(行政)の三者の代表で構成する「(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議(検討連絡会議・右図)」を設置し、この条例にどのような事項を盛り込んでいくのか、三者がそれぞれの案を持ち寄り、条例骨子案をまとめました。今後、検討連絡会議

からの答申を受け、区が条例の制定を進めていきます(下図)。

骨子案の全文(補足説明を含む)は、企画政策課・広聴担当課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館のほか、自治基本条例地域懇談会(下記参照)で配布します。新宿区ホームページでもご覧いただけます。

【問合せ】企画政策課(本庁舎3階) ☎(5273)3502
・議会事務局議事係(本庁舎5階) ☎(5273)4026へ。



条例骨子案の概要

前文

条例制定の由来や背景、自治の方向性や基本原理、制定に当たっての区の決意について記載します。今後の条例素案作成に当たり、検討連絡会議で検討していきます。

1 条例の基本的考え方(総則)

自治基本条例の目的・基本理念・位置付け・用語の定義を定めます。

●目的

条例が定める基本理念に基づき、区政運営の原則を定めるとともに、区民・区議会・区長等の役割を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とします。

●条例の基本理念

「人権の尊重」「市民主権」「区民の自治」「区の自治」を基本理念として定めます。

●条例の位置付け

この条例を新宿区における最高規範と位置付けます。

●区民の定義

「新宿区に住所を有する者に、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者および活動する団体を加えた者」と定義します。そのほか、必要な用語を定義します。

2 区民の権利と責務

「区政に関する情報を知る権利」「公共サービスを受ける権利」「区政に参加する権利」「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利」を区民の権利として定めます。そのほか、区民の責務も定めます。

3 議会の役割と責務

「議会の設置」「議会の責務」「議員の責務」について定めます。

4 行政の役割と責務

「区長の設置と役割」「区の行政機関の役割と責務」「職員の責務」「区政運営」について定めます。

5 情報公開・個人情報保護

情報公開・個人情報保護について定めます。

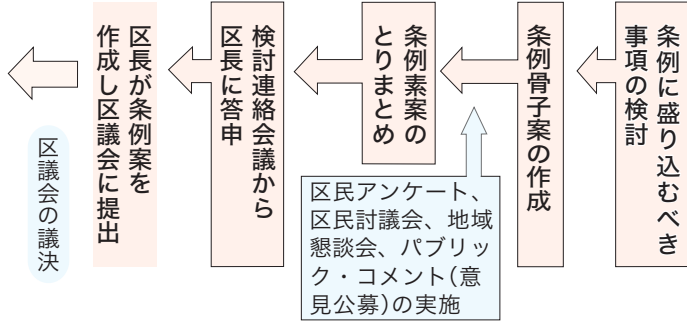
6 住民投票

住民投票の基本的な事項を定めます。

7 地域自治

地域自治の推進と地域自治組織の基本的な事項を定めます。

自治基本条例の制定



自治基本条例地域懇談会にご参加ください

【日時・会場】下表のとおり

【内容】これまでの検討経過と条例骨子案の説明、意見交換

【申込み】当日直接、会場へおいでください。各日先着80名。

日 時	会 場
8月3日(火)午後6時～8時	牛込算笥地域センター(算笥町15)
8月5日(木)午後6時～8時	戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)
8月7日(土)午後2時～4時	四谷地域センター(内藤町87)

※開場はいずれも開始時刻の20分前

条例制定内容へのご意見をお寄せください

パブリック・コメント制度(意見公募)

検討連絡会議では、骨子案を基本に、条例制定に向けてご意見を伺います。皆さんからいただいたご意見を参考に、今後、条例素案の作成を進めます。

ご意見には住所・氏名・年齢のほか、在勤・在学の方は勤務先・学校の名称を記入してください(氏名等の個人情報はお開しません)。

【意見を提出できる方】▶区内在住・在勤・在学の方、▶区内の事業所等の法人・団体、▶その他条例骨子案に直接利害関係があると認める方

【提出先】8月11日(木)までに企画政策課(〒160-8484 歌舞伎町1-4-1、本庁舎3階) ☎(5273)3502・☎(5272)5500へ郵送(必着)・ファックスまたはお持ちください。新宿区ホームページでも受け付けます。



コラム
新宿 まち・人・しごと

梅雨明けはもうすぐ。しかし、梅雨末期の豪雨は恐ろしいもので、かつては河童(かっぱ)を水神とし、水難防止を祈ったりもしていました。新宿区にも、曙橋に合羽坂があります。「新撰東京名所図会」によれば、昔この辺りに大きな池があり、雨の夜など獺(カワウソ)が出て、それを河童として坂の名になったとのこと。▼今年発行100年の日本民俗学の名著「遠野物語」は、合羽坂からほど近い市谷加賀町で、柳田國男により生み出されました。河童が出没する遠野の話は、身近な物語でもあったのです。▼そのころ、曙橋から西の新宿二丁目には、芥川龍之介の実家の牧場がありました。芥川は、当時珍しかったアイスクリームをその牧場で食べたとのこと。芥川の命日は今年24日、代表作にちなんで「河童忌」と呼ばれています。▼このようにに多くの人々に縁があり、多様な魅力を持つ新宿区では、区民・区議会・行政の三者で取り組んできた自治の仕組みの充実を図る自治基本条例づくりが実を結びつつあります。先月19日、20日に行われた無作為抽出による区民討議会では、若者から高齢者まで、幅広い参加者による活発な議論が交わされ、貴重な意見を伺うことができました。▼新宿区における自治の基本ルールを考える8月の地域懇談会にも、ぜひ、ご参加ください。多くの皆さまのご意見をいただき、より良い条例の制定につなげていけることを願っています。

区長
中山 弘子
なかやま ひろこ